

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築士法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）、建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第96号）、建築士法施行規則及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令（令和元年国土交通省令第42号。以下「改正省令」という。）及び関連する国土交通省告示は、令和2年3月1日（改正省令における建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「規則」という。）第6条の2の改正規定は令和元年12月1日）から施行されることとなった。

については、改正後の建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）、建築士法施行令（昭和25年政令第201号。以下「令」という。）、規則、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成20年国土交通省令第37号）及び関連する国土交通省告示の運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺憾のなきようお願いする。

貴職におかれては、貴都道府県内の市区町村及び関係者に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、各建築士関係団体等に対しても、この旨通知しているもので、これに留意のうえこれらの者に対する指導助言に遺憾なきを期するとともに、関係法令の円滑かつ適正な執行に配慮されたい。

記

1. 建築士の免許要件の見直し（法第4条関係）

一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者であって、大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業し、建築に関する実務の経験を一

定期間以上有する者等でなければ、受けることができないこととされた。

## 2. 建築士試験の受験資格の見直し（法第 14 条及び第 15 条関係）

大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者は、建築に関する実務の経験がなくても、一級建築士試験を受けることができるものとする等、一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の見直しを行うこととされた。

## 3. 建築士の登録手数料及び試験の受験手数料の見直し（令第 3 条及び第 4 条第 1 項等関係）

実務経験を審査する事務が試験事務を行う者から登録事務を行う者に移管されること等により、これらの事務に係る人件費等が変動することを踏まえつつ、物価変動・業務合理化を反映し、一級建築士の登録手数料の額を 2 万 8 4 0 0 円、一級建築士試験の受験手数料の額を 1 万 7 0 0 0 円、二級建築士及び木造建築士の登録に関する事務の標準手数料の額を 2 万 4 4 0 0 円、二級建築士及び木造建築士の試験の実施に関する事務の標準手数料の額を 1 万 8 5 0 0 円とすることとした。

なお、二級建築士及び木造建築士の登録手数料及び試験の受験手数料の額については、都道府県の条例に委ねられているところであることを念のため申し添える。

## 4. 「建築に関する実務の経験」の対象実務の見直し（規則第 1 条の 2、第 1 条の 5 及び令和元年国土交通省告示第 754 号関係）

近年の建築士を巡る環境変化を踏まえ、「建築に関する実務の経験」の対象実務の考え方を見直すこととした。

具体的には、対象実務の考え方に「建築物を調査・評価する」を追加することとし、法施行後は、「設計図書・施工図等の図書と密接に関係を持ちつつ、建築物全体をとりまとめる、建築関係法規の整合を確認する又は建築物を調査・評価するような業務」を対象実務として認めることとした。

対象実務の見直しと併せて、一級建築士の免許の申請に必要な実務経験の申告に対する確認及び審査の厳格化・厳密化を図る観点から、実務経験を記載する実務経歴書についてより詳細な申告を求めるとともに、当該実務経歴書に記載された内容の真正性を担保するため、使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類の提出を求めるとした。

## 5. 学科試験免除の仕組みの見直し（規則第 12 条関係）

受験機会の柔軟化を図る観点から、学科試験免除の仕組みの見直しを行うこ

ととし、一級建築士試験の学科試験に合格した者について、学科試験に合格した一級建築士試験（以下「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる一級建築士試験において学科試験が免除される回数を、学科合格試験の次の2回から、学科合格試験の次の4回のうち2回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合は3回）に変更した。

#### 6. 建築士事務所の図書保存の制度の見直し（規則第21条及び令和元年国土交通省告示第755号関係）

建築物に係る構造安全性が確保されていることを建築士が対外的に立証できるようにするとともに、設計等業務の委託者の保護を図る観点から、建築士事務所の図書保存の制度を見直すこととした。

具体的には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に規定する建築物及び同項各号に該当しない建築確認が不要な建築物を含めた全ての建築物について、建築士事務所の業務として設計や工事監理を行う中で作成された設計図書（配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書等（規則第21条第4項第1号ロ及びハに掲げる図書））及び工事監理報告書の保存を義務づけることとした。

#### 7. その他（建築基準適合判定資格者検定の受検資格について）

建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、一級建築士試験に合格した者で、2年以上の建築行政又は指定確認検査機関における確認検査等の実務の経験を有することを要件としている。当該要件に変更はないが、今回の法施行によって、建築に関する実務の経験がなくても一級建築士試験に合格することが可能となることから、結果的に従前より早期に建築基準適合判定資格者検定の受検が可能となることを念のため、申し添える。

以上